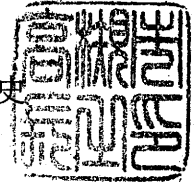


高都都第1292号  
平成29年12月22日

高槻市都市計画審議会 会長 様

高槻市長 濱 田 剛 史



北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（大阪府決定）に関する  
意見について（付議）

みだしのことについて、次のとおり審議会に付議します。

計推第 1728 号

平成 29 年 10 月 18 日

高槻市長 様

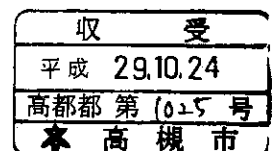
大阪府知事



北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について（照会）

標記について、次のとおり変更するので、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴市の意見を求めます。

【担当】 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課  
土地利用計画グループ 横山、小辻  
【TEL】 06-6941-0351（代表）（内線6776）  
【TEL】 06-6944-6776（直通）  
【E-mail】 Kotsujik@mbx.pref.osaka.lg.jp



## 北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針を次のように変更する。

1. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第1号の規定に基づく、住宅市街地の開発整備の目標

住宅・まちづくりの推進においては、大阪ならではの魅力を存分に活かし、「住まうなら大阪」と思える、多様な人々が住まい、訪れる居住魅力あふれる都市を創造することとし、安全・安心の確保とあわせて、環境に配慮された住まいと都市の実現、多様な人を惹きつけ生き活きとくらすことができる住まいと都市の実現をめざす。

2. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第1号の規定に基づく、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

住宅市街地の開発整備の目標を達成し、府民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るため、良好な住宅市街地の整備又は開発を、以下のテーマ別、地域特性別の方針に基づき進める。

なお、住宅市街地の整備又は開発に際しては、必要となる関連公共公益施設の整備を総合的、計画的に進めるとともに、地区計画制度等の活用を図る。

### (1) テーマ別方針

- ① 国内外から多様な人々を惹きつける住まいと都市の実現

関西、日本の成長をけん引する大都市として、大阪ならではの魅力を存分に活かし、国内外の人々にとって多様かつ魅力的で、住みたい、住み続けたい、訪れたいと思える住まいと都市を実現し、大阪への新しい人の流れを生み出す。

- ② 生き活きとくらすことができる住まいと都市の実現

働き・学び・遊び・住まうための多彩な機能を有する都市の形成を図るとともに、府民一人ひとりが適切な住まいやサービスを選択できる環境を整備するなど、大阪に住まう人々が生き活きとくらすことができる住まいと都市を実現する。

- ③ 環境にやさしく快適にくらすことができる住まいと都市の実現

鉄道・バスなどの公共交通が充実し、住宅・建築物の省エネ化・長寿命化が図られるとともに、再生可能エネルギーの活用や都市緑化等が進んだ、環境にやさしく、快適にくらすことができる住まいと都市を実現する。

- ④ 安全を支える住まいと都市の実現

住宅等の耐震化や耐火性などの向上や、大規模な地震や集中豪雨による浸水被害、

土砂災害などの災害が発生しても、被害が最小限に抑えられ、人命が守られるとともに、防犯面においても安全性が高い住まいと都市を実現する。

⑤ 安心してくらすことができる住まいと都市の実現

子どもから高齢者、障がい者、外国人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で、ともに安心・快適にくらすことができる住まいと都市を実現し、全ての人々の人権が尊重される豊かな社会を実現する。

(2) 地域特性別方針

市街地の拡散を抑制するとともに、既成市街地の再整備や既存ストックの有効活用を図り、以下の地域特性に応じた方針に基づき進めていく。

- ① 都心地域その他既成市街地内においては、建替え等を推進するとともに、良質な住宅・宅地ストックの流通や空家の有効利用を促進し、地域内の低・未利用地については、有効・高度利用による住宅及び住宅地の供給を促進する。
- ② 既成市街地内の老朽公的賃貸住宅団地や密集市街地等においては、地域の特性に応じて基盤整備と一体となった住宅の供給等及び住宅地の供給を促進する。
- ③ 都市農地については、農業の安定的な継続を図ることや、機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することが重要であることから、適正な保全を図る。
- ④ 計画的住宅市街地（ニュータウン）においては、住民等の意向にも配慮しながら策定されたまちづくり指針等に基づき、豊かな居住環境の保全に配慮しつつ良質な住宅市街地のストックを有効に活用し、優良な市街地の形成を図る。

3. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第2号の規定に基づく、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区（重点地区）並びに当該地区の整備又は開発の計画の概要

「別表のとおり」

別表

一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を動察し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区(重点地区)

番号	地区名	地区面積	市町村名	整備又は開発の目標	土地利用計画の概要	都市施設及び地区施設の整備方針	整備又は開発の推進のための措置	概ね5年以内に実施予定の主要な住宅建設事業の計画概要	概ね5年以上に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他特記すべき事項
220-1	水と緑の健康都市地区	約314ha	箕面市	箕面市北部の丘陵地に位置する本地区において、周辺の豊かな自然環境を活かし、あらゆる世代が生涯を通じて、ゆとりとおいを持って暮らせるまちの建設を進め、また周辺地域の利便性や住環境の改善を図る。	土地地区画整理事業により生活に身近な商業業務施設・サービス施設の集積地や緑豊かで福祉に配慮した魅力的な住宅地等の基盤整備を進め、さらには地区計画・景観地区等により計画的な市街地の形成を誘導する。	幹線・補助幹線道路を中心として、区画道路を適正に配置するとともに、街区公園、近隣公園、緑地を適正に配置する。	計画的に都市機能の立地、誘導を図るとともに、多様な住宅建設を促進し、良好な住宅地形成を図る。	土地地区画整理事業(事業中)	高度地区、街区公園、地区計画、景観地区	
203-1	庄内地区	約430ha	豊中市	豊中市南部に位置する本地区において、老朽化した木造賃貸住宅等が密集した地域の住環境整備を図るため、道路公園等の地区施設の整備と木造賃貸住宅等の建替えを進め、良質な住宅を供給する。	地区施設の整備を行い、現行の土地利用に応じた土地の有効利用を図る。	都市計画道路等の地区幹線道路の整備を行うとともに、生活道路、緑道整備を図る。併せて、公園広場等の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業により住環境の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業(事業中)	市街地再開発事業(庄内駅周辺地区)	
203-2	豊南町地区	約80ha	豊中市	豊中市南部に位置する本地区において、老朽化した木造賃貸住宅等が密集した地域の住環境整備を図るため、道路公園等の地区施設の整備と木造賃貸住宅等の建替えを進め、良質な住宅を供給する。	地区施設の整備を行い、現行の土地利用に応じた土地の有効利用を図る。	都市計画道路等の地区幹線道路の整備を行うとともに、生活道路、緑道整備を図る。併せて、公園広場等の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業により住環境の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業(事業中)		
205-1	千里山地区	約10ha	吹田市	吹田市中央部に位置する本地区において、老朽化した都市再生機構住宅の建替えにより、土地の有効活用、居住水準の向上及び住環境の改善を図り、良好な市街地を計画的に誘導する。	住宅市街地総合整備事業により、老朽化した都市再生機構住宅を良質な都市型住宅に建替える。	都市再生機構住宅の建替えとあわせ、道路等公共施設を配置する。	住宅市街地総合整備事業により住環境の整備を行う。	住宅市街地総合整備事業(事業中)		
205-2	千里NT地区	約1104ha	吹田市	吹田市北部から豊中市北部にかけて位置する本地区において、老朽化した公営・公的住宅等の建替えにより、豊かな居住環境の保全に配慮しつつ良質な住宅の供給を図る。	老朽化した公営・公的住宅等の建替え等により、良質な住宅を供給するとともに、地区計画等の活用により豊かな居住環境の保全に配慮した土地利用の誘導を図る。	計画的な住宅市街地として開発され、基盤整備された地区であり、幹線道路、公園等適正に配置されているが、公営・公的住宅等の建替えに合わせて、地区の特性に応じた地区施設を配置する。	高齢者等にも配慮した公営・公的住宅の建替え等により、居住水準の向上と良質な住宅の供給を図る。	公営住宅建替事業(事業中) 都市再生機構住宅建替事業 新千里東町近隣センター地区第一種市街地再開発事業	地区計画	
211-1	国際文化公園都市地区	約312ha	茨木市	茨木市北部から箕面市東部にかけての丘陵地に位置する本地区において、自然と都市が調和した、国際交流、学術文化、研究開発という未来機能を組み込んだ複合機能都市をめざすもので、良好な住宅市街地等を計画的に誘導する。	土地地区画整理事業により、各機能が調和した複合的开发を進め、良好な市街地の形成を図るものであり、住宅地区においては、周辺の自然環境と調和した良好な住環境を整備する。	土地地区画整理事業により、幹線道路、区画道路、地区公園、近隣公園、街区公園、緑地等を適正に配置する。	計画的に多様な都市機能の立地、誘導を図るとともに、多様な住宅需要に対応した良質な住宅建設を促進し、良好な住宅地形成を図る。	土地地区画整理事業		平成26年8月19日換地処分(西部地区) 茨木市域 148.9ha 箕面市域 163.5ha

別表

一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区(重点地区)

番号	地区名	地区面積	市町村名	整備又は開発の目標	土地利用計画の概要	都市施設及び地区施設の整備方針	整備又は開発の推進のための措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以上以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他特記すべき事項
211-2	安威川地区	約21ha	茨木市	茨木市北部の住宅地(茨木サニータウン)に隣接する緑豊かな丘陵部に位置する本地区において、土地区画整理事業による基盤整備と地区計画による適正な建築物の誘導により、良好な住宅市街地の形成を図る。	土地区画整理事業により、道路、公園等の基盤整備を行い、地区計画により良好な住環境を有する住宅市街地の形成を誘導する。	土地区画整理事業により、計画的に道路、公園、緑地等の整備を行う。		土地区画整理事業		
211-3	太田東芝町地区	約18ha	茨木市	茨木市東部に位置する本地区において、大規模工場跡地の土地利用転換を契機に、住居、商業施設、医療施設等の都市機能を適切に配置し、電気・熱・情報等、様々なインフラの最適化を図るスマートコミュニティの考え方に基ついた都市づくりを促進する。	地区全体を東地区及び西地区に区分し、地区毎に特色のある計画的な都市機能の立地と良好な環境の形成を図る。	地区内道路及び歩行者専用道路、公園、緑地等を適切に配置する。		民間開発(開発許可)		
211-4	庄一丁目地区	約3.4ha	茨木市	茨木市東部に位置する本地区において、大規模工場跡地の土地利用転換を契機に、隣接するJR東海道本線において新駅の整備を進め、東部地域の新たな交通結節点となる周辺地区としてふさわしい土地利用を促進し、活力のある魅力的なまちづくりを図るとともに、周辺の住宅地等にも配慮した良好な環境形成を図る。	駅前立地を活かした商業・業務施設と居住施設等の誘導により、活力のある市街地環境の形成を推進するとともに、周辺環境にも配慮した潤いのある環境づくりのため、敷地内の緑化に努め、緑豊かで良好な市街地環境を誘導する。	交通結節機能の強化を図り、駅へのアクセス機能を向上させるため、地区内に道路及び交通広場を配置する。		民間開発(開発許可)	地区計画	

## 理 由

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づく「住宅市街地の開発整備の方針」について、良好な住宅市街地の開発整備を図るため、住宅市街地の開発整備の目標等を変更する。また、開発整備の進捗等にあわせて、「一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区」及び当該地区の計画の概要を変更する。

# 北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更

## 位置図



凡 例	
●	重点地区
■	市街化区域